

## その他の社会内処遇

	制度の名称	内容	位置付け	実施国の例
①	集中監督プログラム (ISP: Intensive Supervision Probation / Parole)	有罪を宣告された犯罪者を社会内で処遇するに際し、犯罪者に対する密度の高い監視(接触等)とその行動等に関する厳格な規制等を併科する処遇方法の総称。 基本的内容は、保護観察官と対象者の頻繁な接触による行動監視だが、本表記載の手段と組み合わせるのが一般的なスタイルである。	プロベーション、パロール	英, 米
②	在宅拘禁 (House Arrest)	対象者に対し、事前に許可された特定の行動を除いて、全日又は指定された時間帯、自宅にとどまることを求めるもの	独立の刑罰、プロベーション又はパロールの遵守事項等	英, 米, 加
	(在宅拘禁等の履行確保手段としての)電子監視 (Electronic Monitoring)	犯罪者の身体に電気信号発信装置を装着し、そこから発信された情報を関連機器等を介して収集した上、コンピューターを用いて処理することによって、犯罪者の命令等履行状況を監視するシステム	在宅拘禁等の履行確保手段	
③	定期出頭命令 (Attendance Centre Order)	デイ・リポートング・センター、プロベーション・センター等特定の場所へ定期的に出頭して、センター職員の指導監督の下、適切な活動をし又は教育を受けることを命じるもの	プロベーションの遵守事項等	英, 米
④	治療参加命令 (Treatment Order)	各種の治療・処遇プログラムへの参加を命ずるもの(薬物乱用、アルコール依存、性犯罪、DVなど)	ダイバーション、プロベーションにおけるプログラムの一環	英, 米, 仏, 加
	ドラッグコート (Drug Court)	総合的な監督、薬物検査、処遇プログラム並びに迅速な制裁と褒賞を通じて、薬物乱用犯罪に関する事件を取り扱う任務を負った特別の裁判所		米, 加
⑤	強制的断薬 (Coerced Abstinence)	週に1、2回の薬物検査を義務付け、違反があれば、その都度数日間の収容処分を科すもの	プロベーション又はパロールにおけるプログラムの一環	米
⑥	インターロックシステムの義務付け	呼気を吹き込み、アルコール検知を行わなければ自動車のエンジンがかからないシステムを自動車に装着することを義務付けるもの	プロベーションの遵守事項等(免許の再取得の要件等、行政的に課されることもある。)	米, 加
⑦	無令状搜索条項	プロベーション又はパロールの遵守事項として、無令状での搜索・差押に服することを義務付ける条項(条項自体への同意は必要)	プロベーション又はパロールの遵守事項	米
⑧	分割刑 (Split Sentences)	犯罪者に刑務所生活での試練を経験させるため、刑期の一部について施設に収容し、残期間をプロベーションに付す刑。Shock Probation, Shock Incarceration ともいう。	独立の刑罰	米